提出用

国民年金基金　増口申出書

届書コード	0321	0341

申出日	令和　　年　　月　　日

国民年金基金　あて

下記のとおり申出します。

加入員番号					―							

住　　所	〒　　－　　TEL　（　　）
（フリガナ）	
加入員氏名	

生年月日			
5. 昭和 7. 平成	年	月	日

増口をする年　月	令和　　年　　月

年金の型		A　型	B　型	C　型	I　型	II　型	III　型	IV　型	V　型
①現在の２口目以降の口数		口	口	口	口	口	口	口	口
今回の増口	②増口分口数	口	口		口	口	口	口	口
	増口分掛金額	円	円		円	円	円	円	円
増口後の２口目以降の合計口数（①＋②）		口	口	口	口	口	口	口	口

増口後の掛金額（１口目＋２口目以降）	円

＊太枠内をご記入ください。

注）１．増口をする年月の末日までに到着するよう送付ください。到着が翌月になった場合、翌月分からの変更となります。
２．「今回の増口」の「増口分掛金額」は、増口する年月の末日の年齢における掛金月額をご記入ください。
（１日生まれの方は、前月生まれの扱いとなります。）
３．ご記入いただいた申出書の１枚目（提出用）と２枚目（本人控）を切り離し、１枚目（提出用）のみご提出ください。

受付区分	整　理　番　号									

（記入しないでください）

推進員番号				

（記入しないでください）

受付日付

本人控

国民年金基金　増口申出書

届書コード	0321	0341

申出日	令和　　年　　月　　日

国民年金基金　あて

下記のとおり申出します。

加入員番号					―							

住　　所	〒　　－　　ＴＥＬ　　（　　）
（フリガナ）	
加入員氏名	

生年月日			
5. 昭和 7. 平成	年	月	日

増口をする年　月	令和　　年　　月

年金の型		Ａ　型	Ｂ　型	Ｃ　型	Ⅰ　型	Ⅱ　型	Ⅲ　型	Ⅳ　型	Ⅴ　型
①現在の２口目以降の口数		口	口	口	口	口	口	口	口
今回の増口	②増口分口数	口	口		口	口	口	口	口
	増口分掛金額	円	円		円	円	円	円	円
増口後の２口目以降の合計口数（①＋②）		口	口	口	口	口	口	口	口

増口後の掛金額（１口目＋２口目以降）	円

＊太枠内をご記入ください。

注）１．増口をする年月の末日までに到着するよう送付ください。到着が翌月になった場合、翌月分からの変更となります。

２．「今回の増口」の「増口分掛金額」は、増口する年月の末日の年齢における掛金月額をご記入ください。（１日生まれの方は、前月生まれの扱いとなります。）

３．ご記入いただいた申出書の１枚目（提出用）と２枚目（本人控）を切り離し、１枚目（提出用）のみご提出ください。

増口を希望される方へ

1. 増口の申出は、希望する月より行うことができます。

2. 増口の申出は、２口目以降についてのみ行うことができます。１口目については、現在加入されている型や掛金額を変更することはできません。

3. 毎月の掛金が75,000円までは（ただし、個人型確定拠出年金（iDeCo）にも加入されている場合は、その掛金と合わせて75,000円が上限となります。）何口でも増口することができます。
　また、掛金の特例適用を受けている方（毎月の掛金が75,000円を超えている方）は、その特例期間内であれば毎月の掛金が112,500円までは何口でも増口することができます。
　ただし、１口目を含めた終身年金（Ａ型、Ｂ型及びＣ型）の年金月額の合計額が全体の年金額の半分以上になるように増口をする必要があります。（50歳以上の方が口数を変更される場合、異なることがあります。詳しくは、国民年金基金までお問い合わせください。）

4. 増口の申出をされた方は、申出をされた月分の掛金から掛金額が変わります。
　増口の申出をされた方は、申出をされた月の末日時点の年齢に応じた掛金額が増えます。（詳しくは、国民年金基金までお問い合わせください。）

5. 増口の申出書の提出期限は増口をされる月の末日（必着）です。

6. 引落しは、原則として翌々月の１日（国民年金保険料を納付委託されている場合は翌月末日）となります。
　ただし、前納済の方が増口された場合の引落しは、その増口された月から翌年３月分までの増口部分を一括して引落します。この場合の引落しには、割引は適用されません。
　また、この引落しができなかった場合には、原則として５月１日（国民年金の保険料を納付委託されている場合は４月30日）の掛金引落日までは再度引落しが行われます。なお、期日までに引落しができなかった場合は、増口のお申出がなかったものとして取り扱わせていただくので特にご注意ください。

7. 前納された場合、その年度中に掛金の減口はできません。

8. 一括納付された場合、一括納付した期間は掛金の減口はできません。

9. 年齢が50歳１ヶ月以上の方は、Ⅳ型及びⅤ型を、60歳０月以上の方は、Ⅱ型、Ⅲ型、Ⅳ型及びⅤ型を増口することはできません。